

令和 2 年 3 月

長門市議会定例会

議 案

## 目 次

### 議 案

- 第 1 号 令和元年度長門市一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 2 号 令和元年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 3 号 令和元年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 号 令和元年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 第 5 号 令和元年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 6 号 令和元年度長門市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 7 号 令和元年度長門市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 8 号 令和 2 年度長門市一般会計予算
- 第 9 号 令和 2 年度長門市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 令和 2 年度長門市湯本温泉事業特別会計予算
- 第 11 号 令和 2 年度長門市介護保険事業特別会計予算
- 第 12 号 令和 2 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 13 号 令和 2 年度長門市水道事業会計予算
- 第 14 号 令和 2 年度長門市下水道事業会計予算
- 第 15 号 長門市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 第 16 号 長門市部課設置条例の一部を改正する条例
- 第 17 号 長門市印鑑条例の一部を改正する条例
- 第 18 号 長門市固定資産評価審査委員会条例及び長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例
- 第 19 号 長門市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 第 20 号 長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 第 21 号 長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 22 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 23 号 長門市漁港管理条例の一部を改正する条例
- 第 24 号 長門市営住宅条例の一部を改正する条例
- 第 25 号 長門市交通指導員条例を廃止する条例
- 第 26 号 長門市ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例
- 第 27 号 新市建設計画の変更について

- 第 28 号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- 第 29 号 長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 30 号 長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 31 号 長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 32 号 長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 33 号 長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 34 号 長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 35 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 36 号 長門市教育委員会委員の任命について

議案第 15 号

長門市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

令和 2 年 2 月 18 日提出

長門市市長 江 原 達 也

長門市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第 243 条の 2 の 2 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第 2 条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は消防長 2
- (4) 前 2 号に掲げる職員以外の職員 1

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 16 号

長門市部課設置条例の一部を改正する条例

令和 2 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市部課設置条例の一部を改正する条例

長門市部課設置条例（平成 17 年長門市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 号を次のように改める。

（3）経済観光部

ア 産業戦略課

イ 農林水産課

ウ 観光政策課

第 2 条第 1 号中ア（ウ）を削り、ア（エ）をア（ウ）とし、同条第 3 号を次のように改める。

（3）経済観光部

ア 産業戦略課

（ア）産業（第 1 次産業を除く。）に関する事。

（イ）労働に関する事。

（ウ）地域交通に関する事。

イ 農林水産課

（ア）農業に関する事。

（イ）畜産業に関する事。

（ウ）林業に関する事。

（エ）漁業に関する事。

（オ）漁港に関する事。

ウ 観光政策課

（ア）観光振興に関する事。

（イ）観光施設に関する事。

（ウ）温泉に関する事。

（エ）観光・スポーツ交流に関する事。

(オ) 文化・国際交流に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(長門市林業・木材産業構造改革事業協議会条例の一部改正)
- 2 長門市林業・木材産業構造改革事業協議会条例（平成17年長門市条例第131号）の一部を次のように改正する。  
第7条中「農林課」を「農林水産課」に改める。  
(長門市農業振興協議会条例の一部改正)
- 3 長門市農業振興協議会条例（平成17年長門市条例第226号）の一部を次のように改正する。  
第7条中「農林課」を「農林水産課」に改める。  
(長門市くじら資料館条例の一部改正)
- 4 長門市くじら資料館条例（平成17年長門市条例第167号）の一部を次のように改正する。  
第3条第4号中「長門市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。  
第4条及び第8条から第11条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第12条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。  
(長門市村田清風記念館条例の一部改正)
- 5 長門市村田清風記念館条例（平成17年長門市条例第170号）の一部を次のように改正する。  
第3条第4号中「長門市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。  
第4条、第8条第1項及び第3項、第9条、第10条、第11条、第12条第1項並びに第14条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。  
(長門市湯本温泉保護開発委員会条例の一部改正)
- 6 長門市湯本温泉保護開発委員会条例（平成17年長門市条例第195号）の一部を次のように改正する。

第7条中「観光課」を「観光政策課」に改める。

議案第 17 号

長門市印鑑条例の一部を改正する条例

令和 2 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市印鑑条例の一部を改正する条例

長門市印鑑条例（平成 17 年長門市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（15 歳未満の者を除く。）」に改める。

第 5 条第 2 項中「記載」の次に「（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を加える。

第 6 条第 1 項第 3 号中「（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 18 号

長門市固定資産評価審査委員会条例及び長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

令和 2 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市固定資産評価審査委員会条例及び長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

(長門市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 1 条 長門市固定資産評価審査委員会条例(平成 17 年長門市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

(長門市証明等手数料条例の一部改正)

第 2 条 長門市証明等手数料条例(平成 17 年長門市条例第 62 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 4 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付する場合	用紙の片面に複写し、又は出力したものを交付することとしたならば、複写され、又は出力される用紙 1 枚につき 10 円
---	--

」

を

「

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 7 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付する場合	用紙の片面に複写し、又は出力したものを交付することとしたならば、複写され、又は出力される用紙 1 枚につき 10 円
---	--

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 19 号

長門市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

令和 2 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

長門市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成 17 年長門市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 20 号

長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

令和 2 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

(長門市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第 1 条 長門市報酬及び費用弁償条例（平成 17 年長門市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 25 年法律第 261 号）」の次に「第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員及び」を加える。

第 5 条第 2 項後段を削る。

別表伝送交換主任技術者の項、線路主任技術者の項、金子みすゞ記念館の部、香月泰男美術館の部、ラポールゆや館長の項、交通安全推進協議会委員の項、登記嘱託員の項、消費生活相談員の項、母子・父子自立支援員の項、家庭児童相談員の項、障害福祉相談員の項、介護認定支援員の項、ファミリーサポートセンターアドバイザーの項、地域包括支援センターの部、母子保健コーディネーターの項、相談支援包括化推進員の項、農業連絡員の項、教育支援センター長の項、教育支援センター相談員の項、少年安全サポーターの項、教育相談員の項、社会教育指導員の項、文化財保護指導員の項、公民館長の項、日置農村環境改善センター所長の項、宗頭文化センター所長の項、図書館長の項、給食センター所長の項、くじら資料館長の項及び村田清風記念館長の項を削り、同表生活保護嘱託医の部一般の項中「90,000 円」を「110,400 円」に改め、同表観光基本計画審議会委員の項の前に次のように加える。

長門湯本温泉みらい振興評価委員会委員	日額	5,000 円
--------------------	----	---------

第 2 条 長門市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の部を次のように改める。

農業委員会	会長	基礎報酬額	月額 42,000 円
		実績加算額（能率給）	市長が別に定める額
	会長職務代理者	基礎報酬額	月額 31,000 円
		実績加算額（能率給）	市長が別に定める額
	委員	基礎報酬額	月額 28,000 円

		実績加算額（能率給）	市長が別に定める額
	農地利用最適化推進委員	基礎報酬額	月額 25,000 円
		実績加算額（能率給）	市長が別に定める額

附 則

この条例中は、第 1 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 7 月 20 日から施行する。

議案第 21 号

長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

令和 2 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
26 年長門市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条及び第 10 条第 3 項第 3 号中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に改め  
る。

附則第 2 条中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例中第 7 条及び第 10 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から、附則第 2 条の規  
定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 2 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長門市国民健康保険条例（平成 17 年長門市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 6 中「61 万円」を「63 万円」に改める。

第 18 条の 12 中「16 万円」を「17 万円」に改める。

第 22 条第 1 項各号列記以外の部分中「61 万円」を「63 万円」に改め、同項第 2 号柱書中「28 万円」を「28 万 5 千円」に改め、同項第 3 号柱書中「51 万円」を「52 万円」に改め、同条第 3 項中「61 万円」を「63 万円」に改め、同条第 4 項中「61 万円」を「63 万円」に、「16 万円」を「17 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長門市国民健康保険条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 23 号

長門市漁港管理条例の一部を改正する条例

令和 2 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市漁港管理条例の一部を改正する条例

長門市漁港管理条例（平成 17 年長門市条例第 136 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「1 月（工作物の設置を目的とする占有にあつては、3 年）」を「10 年」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 24 号

長門市営住宅条例の一部を改正する条例

令和 2 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市営住宅条例の一部を改正する条例

長門市営住宅条例（平成 17 年長門市条例第 144 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 号中「第 3 条第 3 項若しくは第 4 項」を「第 3 条第 4 項若しくは第 5 項」に改め、「住宅街区整備事業」の次に「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）に基づく防災街区整備事業」を加え、同条第 7 号中「、又は」を「、」に、「若しくは」を「又は」に、「により、」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改める。

第 9 条第 4 項中「寡婦」を「寡婦（寡夫）」に改める。

第 14 条に次の 1 項を加える。

- 4 市長は、市営住宅の入居者（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者その他省令第 8 条で定める者に該当する者に限る。）が第 1 項に規定する収入の申告をすること及び法第 34 条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第 2 条で定めるところにより、法第 34 条の規定による書類の閲覧の請求その他の省令第 9 条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第 15 条第 2 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同条第 3 項中「申告」の次に「又は法第 34 条の規定による書類の閲覧の請求その他の省令第 9 条で定める方法により把握した入居者の収入」を加える。

第 21 条第 1 項中「（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）

は」を「は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除き」に改め、同条第3項中「第1項に掲げる修繕」を「市営住宅及び共同施設の修繕」に、「同項の」を「第1項の」に改める。

第22条第4号中「前条第1項に規定するもの」を「前条第1項において市が負担することとされているもの」に改める。

第29条第2項中「金額」の次に「又は令第10条の基準により定めた金額」を加える。

第31条第1項中「第14条第1項」の次に「及び第4項」を加え、同条第2項中「第8条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第33条第1項中「第14条第1項及び」の次に「第4項並びに」を加える。

第36条第1項中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第39条中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第40条中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第53条第1項中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第54条後段中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 25 号

長門市交通指導員条例を廃止する条例

令和 2 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市交通指導員条例を廃止する条例

長門市交通指導員条例（平成 17 年長門市条例第 24 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
（長門市報酬及び費用弁償条例の一部改正）
- 2 長門市報酬及び費用弁償条例（平成 17 年長門市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。  
別表交通指導員の項を削る。

議案第 26 号

長門市ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例

令和 2 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例

長門市ふるさと・水と土保全基金条例（平成 17 年長門市条例第 78 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 27 号

新市建設計画の変更について

新市建設計画を別紙のとおり変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条第 7 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

## 長門市新市建設計画（変更）

変更後	変更前
<p><b>P3</b> 第2章 計画策定の方針 3 計画の期間 本計画の期間は、平成17年度から令和6年度までの<u>20</u>か年とします。</p> <p><b>P31</b> 第8編 財政計画 財政計画は、新市における<u>20</u>年間の財政運営の指針として、(以下省略)</p> <p><b>P33</b> 別表を次のように改める。 ※財政計画表に、令和6年度までを追加</p>	<p><b>P3</b> 第2章 計画策定の方針 3 計画の期間 本計画の期間は、平成17年度から平成<u>31</u>年度までの<u>15</u>か年とします。</p> <p><b>P33</b> 第8編 財政計画 財政計画は、新市における<u>15</u>年間の財政運営の指針として、(以下省略)</p>



議案第 28 号

山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 2 年 4 月 1 日から、山口県市町総合事務組合同規約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）第 3 条第 6 号に規定する事務の対象とする非常勤の職員及び同条第 8 号に規定する事務を共同処理する団体を変更すること並びに同規約を以下のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

山口県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約

別表第 2 の 8 の項中「美祢市」の次に「、山陽小野田市」を加える。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 第 3 条第 6 号に規定する事務の対象とする非常勤の職員（第 3 条関係）

団 体	対象とする非常勤の職員
宇部市	1 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員
山口市	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員
山陽小野田市	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員

附 則

- 1 この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の山口県市町総合事務組合同規約別表第 3 の規定は、この規約の施行の日以後に被災する非常勤の職員について適用し、同日前に被災した非常勤の職員については、なお従前の例による。

議案第 29 号

長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について

長門市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 岡村 匠
- 3 生年月日 [REDACTED]

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

議案第 30 号

長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について

長門市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 伊藤正典
- 3 生年月日 [REDACTED]

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

議案第 31 号

長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について

長門市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 田中一美
- 3 生年月日 [REDACTED]

（個人情報保護のため、一部マスクングしています。）

議案第 32 号

長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について

長門市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 坂本和義
- 3 生年月日 [REDACTED]

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

議案第 33 号

長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について

長門市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 永尾敏明
- 3 生年月日 [REDACTED]

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

議案第 34 号

長門市固定資産評価審査委員会委員の選任について

長門市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 嶋田稔雄
- 3 生年月日 [REDACTED]

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

議案第 35 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 2 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 中尾 努
- 3 生年月日 [REDACTED]

（個人情報保護のため、一部マスクングしています。）

議案第 36 号

長門市教育委員会委員の任命について

長門市教育委員会委員に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 XXXXXXXXXX
- 2 氏名 川端由紀子
- 3 生年月日 XXXXXXXXXX

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）